

本宮市出産ママヘルプ事業

# 産前・産後に ヘルパーを派遣します

本宮市では、産前・産後の家事や育児の支援が必要なご家庭にヘルパーを派遣し、安心して子育てができるようサービスを提供します。

## 対象者

本宮市に住民票がある妊婦または出産後6か月以内の産婦で、自分以外に家事・育児をしてくれる人がいない方

## サービスの内容



### 家事

★ 調理など

★ 衣類の洗濯

★ 居室等の掃除や整理整頓

★ 生活必需品の買い物 など（買い物にかかる交通費を頂く場合があります）

### 育児

★ 授乳

★ おむつ交換

★ 沐浴のお手伝い など

## 対象期間

妊娠中（母子手帳交付後）から、産後6か月以内

## 利用時間・回数等

### 時間等

日曜日から土曜日の午前9時から午後5時まで（12/29～1/3を除く）

### 回数等

1日2回まで 1回のサービスは2時間まで  
対象期間中10回まで利用できます

## 利用料金

1回 500 円

ワン  
コイン!

お申込み  
お問い合わせ

本宮市保健課 母子保健係（こども家庭センターあゆみ）

TEL

0243-24-5152（平日:8:30～17:15）

## 利用方法

お問い合わせ



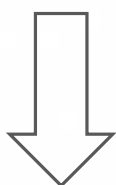
登録申請



登録通知



ヘルパー事業所に  
連絡する



サービス利用



利用料支払い

1. 保健課母子保健係（こども家庭センター）にご連絡ください。ご家庭の状況の聞き取りを行います。（電話：0243-24-5152）
2. 「本宮市出産ママヘルプ事業利用登録申請書」を保健課母子保健係に提出、または電子申請フォームから申請してください。（下記参照）
3. 登録が認められると「本宮市出産ママヘルプ事業利用登録通知書」が送付されます。
4. 登録通知書が届いたら、利用希望日の7日前までにヘルパー派遣事業所の「**本宮市社会福祉協議会**」(社協)に連絡をしてください。日程等の調整を行います。
5. 日程調整後にヘルパーが派遣されます。  
※当日キャンセルの場合は利用料を頂きますので、利用しない場合は前日までに社協にご連絡ください。
6. 保健課より月毎に利用料の納付書が届きますので、指定の金融機関でお支払いください。

**本宮市社会福祉協議会**  
**(本宮市白岩字堤崎494-22)**  
**電話:0243-24-7786**

## 申請方法(1, 2のどちらか)

1. 本宮市出産ママヘルプ事業利用登録申請書を提出  
※保健課窓口に設置。市のホームページからもダウンロードできます。
2. 電子申請フォームから申請  
<https://logoform.jp/form/iav3/motomiyamamahelp>

